

請願書

- 一、ハラツク水道設置ノ件
 - 二、ハイドリツク水道修繕ノ件
 - 三、急務室改善ノ件
 - 四、衛生設備改善ノ件
 - 五、工場内急救箱ヲ設クルノ件
 - 六、既卒増進ヲ計ルノ件
 - 七、退職手当ヲ日給実收ヲ以テ算定スルコト
 - 八、辞職ノ場合失業手当トシテ返贈者一人ニ付シテ三ヶ月ヲ支給スルコト
- 右及申(通)報候也



新第九四号

大正十五年五月七日

警視總監 太田 政 弘

15. 5. 11
第255号

内務大臣 若槻 禮水 郎 殿
 東 京 警 備 司 令 官 殿
 社会局長 官長 岡 隆一 郎 殿
 憲兵司令官 松 井 次 郎 殿
 東京地方裁判所 検事 山 殿
 京都大阪神奈川愛知兵庫福岡

既報有願申候一則ニ付三則実行兼負守野信太郎外十四
 日本車輦製造株式會社事務協手候三刺不名件(第二報)